

京都ノートルダム女子大学大学院の学則の変更について（届出）

京ノ第総第 21 - 460 号

令和 4 年 3 月 3 0 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人 ノートルダム女学院

理事長 和 田 環

このたび、下記事項について、学校教育法施行規則第 2 条の規定により別紙書類を添えて届け出ます。

なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。

記

人間文化研究科 生活福祉文化専攻の廃止に係る学則変更

廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

① 廃止する大学等の概要

廃止する専攻名	京都ノートルダム女子大学大学院 人間文化研究科 生活福祉文化専攻
入学定員及び収容定員	入学定員 6 人、収容定員 12 人
当該専攻の所在地	京都市左京区下鴨南野々神町 1 番地
学生募集の停止の時期	令和 3 年 5 月 31 日

② 廃止の事由

人間文化研究科 生活福祉文化専攻は、受験者・入学者の減少により定員を満たせず充足率も低く、教育・研究の効果・効率化の面で支障が出てきたこと及び今後も受験者・入学者の増加が見込めないことから学生募集停止した。同専攻には令和 3 年度の入学者はなく、令和 4 年 3 月 31 日をもって在籍する学生は全て 0 人となるため、当該専攻を廃止する。

③ 学生の処遇

人間文化研究科 生活福祉文化専攻に在籍する学生は全てなくなったため、特段に処遇を講じる必要はない。

④ 教職員の処置

所属教職員については、一部の教員が他の専攻を担当するほかは、基礎となる現代人間学部生活環境学科の教員として専念する。

⑤ 施設設備の処置

施設設備は、他の専攻（応用英語専攻、人間文化専攻）において引続き使用する。

⑥ 学籍関係書類の保存方法

学籍関係書類については、事務局教育支援部において適切に管理・保存する。

⑦ 廃止の時期

令和 4 年 3 月 31 日